

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	ユニチカ株式会社			コード	3103
提出日	2021/6/4	異動（予定）日	2021/6/29		
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため				
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※１）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	古川 実	社外取締役	○										△					有
2	太田道彦	社外取締役	○													○		有
3	石川路子	社外取締役	○													○	新任	有
4	福原哲晃	社外監査役	○													○		有
5	丸山澄高	社外監査役	○													○		有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	当社の取引先である日立造船株式会社の出身者であります、当社の同社に対する売上高は1%未満であります。	上場企業の代表取締役として長年優れた経営手腕を発揮され、他社の社外取締役、社外監査役としての実績もあり、また、大阪商工会議所、関西経済連合会等でも要職を歴任されるなど、幅広い経験と高い知見を有しており、これまでの経験、知見を活かし、社外取締役として引き続き当社の経営の監督及び経営への提言などを通じて、当社グループの持続的な企業価値向上に重要な役割を果たしていただくため選任しました。なお、当社との間に特別の利害関係はなく独立性が高いことから、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断しました。
2		上場企業の代表取締役などの要職を歴任され、他社の社外取締役、社外監査役としての実績もあり、国内外の様々な事業に関する高い知見及び経営に関する経験を有しており、これまで経験、知見を活かし、社外取締役として当社の経営の監督及び経営への提言などを通じて、当社グループの持続的な企業価値向上に重要な役割を果たしていただくため選任しました。なお、当社との間に特別の利害関係はなく独立性が高いことから、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断しました。
3		長年にわたり大学の教授等として活躍され、他にも社会貢献活動に取り組むなど、当社の経営の監督に相応しい豊富な経験と高い知見を有しており、これまでの経験、知見を活かし、社外取締役として当社の経営の監督及び経営への提言などを通じて、当社グループの持続的な企業価値向上に重要な役割を果たしていただくため選任しました。なお、当社との間に特別の利害関係はなく独立性が高いことから、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断しました。
4		弁護士として企業法務に精通しているだけでなく、過去にも上場企業の社外監査役を長年勤めた経験もあり、豊富な経験と高い知見を有しており、これまでの経験、知見を活かし、社外監査役として当社の監査をはじめとするコーポレート・ガバナンス機能の一層の強化に重要な役割を果たしていただくため選任しました。なお、当社との間に特別の利害関係はなく独立性が高いことから、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断しました。
5		大阪国税局などで幅広い業務を歴任し、税理士の資格を有するなど、税務における豊富な見識、並びに財務及び会計に関する高い知見を有しており、これまでの知見と経験を活かし、当社の監査を始めるコーポレート・ガバナンス機能の一層の強化に関する役割を果たしていただくため選任しました。なお、当社との間に特別の利害関係はなく独立性が高いことから、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断しました。

4. 補足説明

当社は、社外取締役及び社外監査役（以下「社外役員」と総称する）の独立性基準を以下のとおり定め、社外役員が次の項目のいずれにも該当しない場合は、当該社外役員は当社からの独立性を有しているものとみなします。 （1）現在または過去10年間における当社及びその連結子会社（以下「当社グループ」と総称する）の業務執行者（注1） （2）当社の大株主（直接・間接に5%以上の議決権を保有する者）又はその業務執行者 （3）当社グループの主要な取引先（注2）又はその業務執行者 （4）当社グループの主要な借入れ（注3）又はその業務執行者 （5）当社グループの会計監査人である監査法人に所属する公認会計士 （6）当社グループから多額の金銭（役員報酬以外に年間1000万円を超える報酬）その他の財産を得ているコンサルタント、会計士、税理士、司法書士、弁理士等の専門家 （7）当社グループから多額の寄付を受けている者（年間1000万円を超える寄付金） （8）社外役員の相互就任関係（注4）となる他の会社の業務執行者 （9）上記1から8に該当する者（重要な地位にある者（注5））の近親者（注6） （10）過去5年間において、上記2から8までのいずれかに該当していた者 注1：業務執行者とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいい、業務執行取締役のみならず、使用人を含む。 注2：当社グループの製品等の販売先又は仕入先であって、その年間取引金額が当社の連結売上高又は相手方の連結売上高の2%を超えるものをいう。 注3：当社グループが借入れを行っている金融機関であって、その借入金残高が当事業年度末において当社の連結総資産又は当該金融機関の連結総資産の2%を超える金融機関をいう。 注4：当社グループの業務執行者が他の会社の社外役員であり、かつ当該他の会社の業務執行者が当社の社外役員である関係をいう。 注5：取締役、執行役、執行役員及び部長格以上の業務執行者又はそれらに準じる権限を有する業務執行者をいう。 注6：近親者とは、配偶者及び二親等内の親族をいう。

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。